

「在宅医療・介護連携」多職種連携研修会

ハラスメント問題を防ぐために

～弁護士が伝える法律知識と対処法～

今年の7月25日地区別懇談会で「ハラスメント」を取り上げ、47名の参加者によるワールドカフェ方式でのグループワークを行いました。多職種で意見交換しながら様々な角度から話ができ、有効と思われる対策もできました。

しかし、「ハラスメントと一概に言うが、本当にハラスメントなのか？その線引き・判断をするには知識が乏しい」、「今の若者は、『ハラスメントをしないように気遣う』という教育を受けてきているので意識が違い、教育の重要性がある」、「専門家などによる総評があればなお良かった」という声が聞かれました。

今回は弁護士の須田先生に、ハラスメントに関する法律の基本的知識をお話いただくとともに、「働く側」・「企業側」・「お客様」のそれぞれの立場から法律相談を受け、対応されてきた経験から、対処方法やトラブル化を避けるための予防策などについてお話いただきます。

講師 須田 友之 氏

LM 総合法律事務所パートナー(共同代表)弁護士

講師紹介

中央大学法学部客員講師

これまで、企業側、労働者側それぞれの立場で対応する業務経験を重ねてこれ、そこで想定される相手方の動きを分析し、対応策を検討することを得意とされています。また、複数の企業の取締役役に就任し、弁護士では通常業務では関わらないような現場の労務管理にも長く関わっておられます。

これらの経験を活かし、法的な側面からの企業の事前診断、労使問題に発展した場合の勘所、労使問題を事前に防止するための対応などの指導・助言にあたられています。



開催： 令和6年 12月3日（火） 19:30～21:00

場所： 藤沢市医師会館 2階ホール

申込： FAX(裏面)にて事務局へ。

締切： 11月28日（木）

共催： 藤沢市医師会在宅医療支援センター ・ 藤沢市

事務担当： 藤沢市医師会在宅医療支援センター

電話：0466-41-9980

FAX:0466-41-9981



駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。